海瀬社会体育館使用料(単位:円)

利用区分		午前	午後	夜間		左記の使用時間を前後超
		8:30~	12:00~	17:00~	19:00~	過して利用する場合の1
		12:00	17:00	21:30	21:30	時間当たりの使用料
体育室	体育に利用する場合	2,000	2, 400	2,600	2,000	1,000
	体育以外に利用する場合	6,000	7, 200	7, 800	7,000	3,000
柔剣道室	体育に利用する場合	500	600	800	600	300
	体育以外に利用する場合	1, 500	1,800	2, 400	2,000	700
会議室	スポーツ団体が利用する場	100	150	200	180	100
	合					
	スポーツ団体以外が利用す	300	450	600	500	200
	る場合					

(備考)

- 1 体育室 (アリーナ) の半面部分以内を利用する場合の使用料は、「体育に利用する場合」に限り本表に掲げる料金の2分の1とする。
- 2 町外の者及び団体が利用する場合の使用料は、本表に掲げる料金の倍額とする。
- 3 午前、午後、夜間を通して利用する場合は、それぞれの合算した額とする。
- 4 17:00~19:00は19:00~21:30の料金を適用する。
- 5 前後超過利用時間が1時間未満のときは1時間とし、超過時間が1時間を超えるときは切り上げる。